

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、事業完了後、当該土地の上に当該家屋に代わるものとして取得した家屋</li> <li>・特例措置の内容 高規格堤防整備事業に伴い事業区域内の土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、事業完了後、当該事業により指定された高規格堤防特別区域内の土地に家屋を取得する場合に、当該家屋に係る固定資産税の税額を5年間2/3（非住居用家屋については1/3）に軽減する措置の適用期限を3年間（令和7年3月31日まで）延長する。</li> </ul>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の8第4項 地方税法施行令附則第12条第16項及び第17項 河川法第6条第2項及び第4項 河川法施行規則第2条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー ( ー ) [平年度] ー ( ▲2.8 ) [改正増減収額] ー ( ー ) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 高規格堤防整備事業は、大都市の人口・資産が集積する海拔ゼロメートル地帯等に密集した市街地がある河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために幅の広い緩傾斜堤防を整備するものであり、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）における重点目標である「気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進」に資する施策として進められている。また、一部区間のみが整備された場合においても、氾濫時には住民の貴重な避難場所になるなど多面的な効果が期待されている。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、豪雨による堤防決壊により甚大な水害が発生しており、今後、地球温暖化による気候変動により、さらに水害が頻発化・激甚化することが懸念されている。このような中、洪水、高潮により生じる甚大な人的被害の発生や我が国の社会経済活動等の麻痺の防止に向けた水害対策は重要であり、その具体的対応の一つとして、堤防決壊を防ぎ、また災害時の避難場所や活動拠点にもなる高規格堤防の整備は極めて重要である。</p> <p>高規格堤防の整備に当たっては、用地買収を行わず、民有の土地等を一時的に使用して当該土地の上に堤防等の整備を行うところ、仮移転等の住環境の変化、固定資産税の増額等は住民等への負担が極めて大きい。また、元の土地に戻らない者が多数発生した場合のコミュニティの存続への懸念なども原因となり、事業の合意形成が課題となっていたところ、本措置が令和元年度に創設されたことで、仮移転先から元の土地へ戻った際、住民の負担が軽減されることとなったことから合意形成が進み、事業が進展することとなった。</p> <p>このような背景から、現在一部の地域では盛土工事が佳境を迎えており、住民が仮移転先から戻ってくることから、今後適用件数が増加する見込みである。加えて、新規の高規格堤防整備事業の円滑な実施を図るため、引き続き本特例措置の延長を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点目標1 防災・減災が主流となる社会の実現</li> </ul> <p>&lt;政策パッケージ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」</li> </ul> <li>【1-2：切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」</li> </ul> </ul> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標 12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策</li> <li>■ 1. 直接死を最大限防ぐ <ul style="list-style-type: none"> <li>1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（推進方針）</li> <li>○ 河川においては、河道掘削、樹木伐採、堤防整備、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、決壊までの時間を引き延ばす堤防強化、耐震対策、ダム の事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。また、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
	政策の達成目標	<p>○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前防災等による水害発生防止</li> <li>一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 (R元年度末：約65%→R7年度末：約73%)</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策</li> <li>■ 1. 直接死を最大限防ぐ <ul style="list-style-type: none"> <li>1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> <li>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 (R元年度末：約65%→R7年度末：約73%)</li> </ul> </li> </ul> <p>○「高規格堤防の見直しに関する検討会」（平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人命を守る」ということを最重要とし、人口・資産が高密度に集積する首都圏・近畿圏で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い海拔ゼロメートル地帯等の5河川、約120kmにおいて、沿川のまちづくりや土地利用の転換に合わせて高規格堤防の整備を行う。</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	<p>○国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策</li> <li>■ 1. 直接死を最大限防ぐ <ul style="list-style-type: none"> <li>1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> <li>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 (R元年度末：約65%)</li> </ul> </li> </ul> <p>○令和2年度末時点における高規格堤防の整備済延長（整備率）15.4km（約13%）</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） 令和4年度 28件（―） 令和5年度 15件（▲1.59） 令和6年度 0件（▲2.42）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の地権者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置を説明することにより、事業に対する地権者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	―
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	―
	要望の措置の妥当性	近年頻発する水害や、今後予想される首都直下地震等、大規模災害への対策は喫緊の課題であり、高規格堤防整備事業の着実な整備・推進を図る必要がある。その一方で、事業区域内に居住する住民にとっては、二度移転や仮移転先での数年間の生活、固定資産税の増額に伴う経済的負担が事業の阻害要因となっている。今後事業を推進するにあたり、本特例措置により住民の経済的負担を軽減する必要がある。
税負担軽減措置等の適用実績	適用実績（千円）：令和元年度 0 令和2年度 0	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：税額 適用実績（千円）：令和元年度 0	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の地権者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する地権者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。	
前回要望時の達成目標	○平成30年度国土交通省事後評価実施計画（平成29年8月） ・業績指標49 「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」（国管理区間 H26年度末：約71%→R2年度末：約76%）	

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記業績指標 49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」は、令和元年度末で約 72.9%となっており、上記目標に向け着実に整備が進められているところである。</p> <p>一方、高規格堤防整備事業は、まちづくりとの連携した整備が不可欠であり、地元との合意形成を図ることが出来た区間から整備するものである。そのため、地元との合意形成に時間を要することや盛土期間に3年から5年を要することから、現況の達成率となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和元年度 創設</p>